

神奈川県電源立地地域対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水力発電施設周辺地域振興のため、市町村が行う措置に要する経費に対し、予算の範囲内において神奈川県電源立地地域対策交付金（以下「交付金」という。）を交付することについて、電源立地地域対策交付金交付規則（平成16年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「規則」という。）及び補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象とする措置は、規則第3条第1項に掲げる措置のうち、次の各号に掲げる措置とする。

- (1) 地域振興計画作成等措置
- (2) 公共用施設に係る整備、維持補修又は維持運営等措置
- (3) 企業導入・産業活性化措置
- (4) 福祉対策措置
- (5) 地域活性化措置
- (6) 給付金加算等措置

2 交付の対象とする経費は、規則第3条第2項に掲げる経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。（以下「交付対象経費」という。）

- (1) 事業費
 - ア 工事費
 - イ 用地費及び補償費
 - ウ 調査設計費
 - エ 設備費
 - オ 調査費、広報費及び研修費
 - カ 維持運営費
 - キ 事業運営費
 - ク 附帯雑費
 - ケ 一般事務費
- (2) 補助金
 - ア 補助金
 - イ 一般事務費
- (3) 出資金
 - ア 出資金
 - イ 一般事務費
- (4) 貸付金
 - ア 貸付金
 - イ 一般事務費
- (5) 基金造成費（(3)に掲げるものを除く。）
 - ア 事業運営基金
 - イ 施設整備基金
 - ウ 維持補修基金

- エ 維持運営基金
- オ 一般事務費
- (6) 給付金事業助成費
- ア 給付金加算等助成費
- イ 一般事務費

(交付金の交付の申請)

第3条 交付金の交付の申請をしようとする市町村（以下「申請者」という。）は、毎年4月1日から5月15日まで又は10月1日から同月15日までの間に、第1号様式による申請書に第2号様式による交付金事業計画書を添え、知事に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に総事業費に占める交付金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第5条 知事は、前条第1項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付すものとする。

- (1) 第2条第1項各号に掲げる措置に係る交付金事業毎の交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額を変更しようとするとき（ただし、交付対象経費の各費目又は各費目の内訳に配分された額のいずれか低い額の15%以内の範囲で流用を行おうとする場合を除く。）は、知事の承認を受けるべきこと。
- (2) 前条第1項の通知を受けた事業（以下「交付金事業」という。）を行うため契約を締結する場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条によるべきこと。
- (3) 交付金事業の内容の変更（補助目的に変更をもたらすものではない、事業の実施内容の細部の変更又は交付金事業の交付対象経費の30パーセント未満の変更を除く。）をしようとするときは、第3号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けるべきこと。
- (4) 交付金事業を中止又は廃止しようとするときは、知事の承認を受けるべきこと。
- (5) 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となった場合においては、第4号様式による報告書を速やかに知事に提出してその指示を受けるべきこと。
- (6) 第2条第2項第2号の事業を行う場合には、当該事業の対象者に対し、第15条と同

一の条件を付さなければならないとともに、当該事業の対象者が、法人その他の団体である場合であって、同条に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合には交付金事業者）に当該証拠書類等を引き継がなければならない旨の条件を付すこと。

（申請の取下げ）

第6条 第4条第1項の通知を受けた者（以下「交付金事業者」という。）であって、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、交付の決定の通知のあった日から10日以内に、第5号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第7条 交付金事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、第6号様式による交付金事業実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

（実績報告等）

第8条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日から20日を経過した日又は交付金事業の完了した日若しくは交付金事業の廃止の承認があった日の属する会計年度の3月5日のいずれか早い日（交付金事業が完了せずに会計年度が終了した場合には、翌会計年度の4月20日）までに、第7号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 交付金事業者は、第1項の実績報告書のほかに、交付金事業が完了した日又は交付金事業の廃止の承認があった日から2月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した第7号様式の2による評価報告書を知事に提出しなければならない。ただし、知事が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により知事に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

（交付金の額の確定）

第9条 知事は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条の報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき交付金の額を確定して、交付金事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときには、期限を定めて、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した遅延金を徴するものとする。

（交付金事業による収益の一部の納付）

第10条 交付金事業者は、事業を行おうとする際には交付金事業者等（交付金事業者が委託した事業者も含む。）に相当の収益が生ずる可能性があることを認められる事業について

は、当該交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告及び資料を、事業を実施する年度ごとに、速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告の結果、交付金事業者等に相当の収益が生じたと認められる場合においては、当該交付金事業により生じた収益から必要な経費を控除した額（交付金の額を超えない範囲に限る。）の納付を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第 11 条 交付金事業者は、交付金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、第 8 号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 第 9 条第 3 項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

（交付の決定の取消し）

第 12 条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた場合
- (2) 交付金事業者が第 5 条の規定により付された条件に違反した場合
- (3) 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合
- (4) 交付金事業者が第 7 条、第 8 条又は次条の規定に違反した場合
- (5) 前各号に定める場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく知事の処分に違反した場合

（財産処分の制限）

第 13 条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金事業の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 交付金事業者は、交付金事業により取得した設備その他の財産（取得価格及び効用の増加価格が単価 50 万円未満のものを除く。）を交付金の交付の目的外に使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け又は担保に供しようとするときは、第 9 号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付金の支払）

第 14 条 交付金は、第 9 条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

（交付金事業の経理）

第 15 条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかなければならない。

（交付金調書）

第 16 条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、第 10 号様式による調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 17 条 申請者又は交付金事業者は、第 3 条第 1 項の規定に基づく交付の申請、第 5 条第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号の規定により付された条件に基づく申請、同条第 5 号の規定により付された条件に基づく報告、第 6 条第 2 項の規定に基づく申請の取下げ、第 7 条の規定に基づく状況の報告、第 8 条第 1 項の規定に基づく実績の報告、同条第 3 項の規定に基づく評価の報告、第 10 条第 1 項に基づく交付金事業の業務又は会計の状況に関する報告、第 11 条第 1 項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第 13 条第 2 項の規定に基づく財産処分の承認の申請を電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。）第二十六条の三第一項の規定に基づき主務大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第 18 条 知事は、第 4 条第 1 項の規定に基づく通知、第 5 条第 1 号、第 3 号若しくは第 4 号の規定に基づく承認、同条第 5 号の規定に基づく指示、第 9 条第 1 項の規定に基づく通知、同条第 2 項の規定に基づく返還命令、同条第 3 項の規定（第 11 条第 3 項において準用する場合も含む。）に基づく納付命令、第 10 条第 2 項の規定に基づく納付命令、第 11 条第 2 項の規定に基づく返還命令、第 12 条の規定に基づく取消し、又は第 13 条第 2 項の規定に基づく承認を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 56 年 11 月 11 日から施行する。
- 2 昭和 56 年度予算に係る交付金の交付の申請については、第 3 条中「毎年 5 月 1 日から同月 15 日まで又は 10 月 1 日から同月 15 日」とあるのは、「昭和 57 年 1 月 11 日から 20 日」とする。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 9 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 3 月 14 日から施行し、この要綱による改正後の神奈川県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱の規定は平成 5 年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 1 月 16 日から施行し、この要綱による改正後の神奈川県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱の規定は平成 17 年度予算に係る交付金事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、この要綱による改正後の神奈川県水力発電施設周辺地域交付金交付要綱の規定は施行の日以後に交付する交付金から適用し、同日前に交付決定した交付金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。